

会 務 月 報

第487号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第4回総務・財務委員会議事概要

日 時 令和5年8月31日(木) 15:00~17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 樋上雅博

委 員 馬場雄司、本間裕之、鈴木保二、中谷芳一、
福山雅也、西 洋一

副 会 長 白井 勇

特別出席 児玉耕二

建築士事務所企業年金基金常務理事 横山 守

事務局 居谷、前田、伊東、三浦、松谷

(1) 建築士事務所企業年金基金の令和4年度決算報告について

建築士事務所企業年金基金横山常務理事より、資料1によって、令和4年度基金の決算等について、説明がなされた。資産運用では、内外金利の急上昇による債券と株価の同時安、ウクライナ情勢など運用環境が悪化していない。ただ、業務経理決算では、費用が収益を上回り当年度不足が生じた。繰越剰余金を有しているものの、現加入者数約2,300名程度では、毎年数百万円の不足が避けられない。70歳までの加入期間拡大、掛金率選択制の導入、加入1ヶ月以上からの給付等制度の充実を図ってきたが、加入事業所及び加入者数が伸び悩んでいるため、継続して加入促進に協力してほしいとの依頼があった。

(2) 単位会組織強化支援事業について

事務局より、資料2によって、はじめに単位会における今後の支援事業の実施に向けた推奨モデル事業の発表について、以下のとおり説明、依頼がなされた。

単位会における今後の支援事業の検討の一助に資するため、

令和3年度及び4年度において採択された事業から推奨モデル事業を選定し、12月の全国会長会議でその取組み等について単位会より発表してもらうことを想定している。

単位会の参考となる事業であることを念頭に置いた上で、基本的に審査評価が高かった事業を中心に選定することとなるが、まずは、各委員に推薦してもらい、絞り込んでいくことでどうか。委員各位の意見を伺いたい。

委員より次の意見があった。

- ・BIM関係のソフトウェアの導入や講習会開催は目新しいものではないので、地域に応じた特色のある事業やジャンル別に事業をピックアップしたらどうか。
- ・会員増強に繋がる事業や若者に興味を感じてもらえる事業を推奨したらよいのではないかと。
- ・一般の方に対しても、建築士事務所協会や建築士事務所の知名度を上げるような事業がよいのではないかと。
- ・審査する立場として、事業の評価の良し悪しの判断が難しかったので、推奨推奨モデルを提示してもらえれば審査の判断基準が統一されて、非常にわかりやすくなるのではないかと。

続いて、事務局より令和6年度の単位会組織強化支援事業の実施要領等の検討事項について、以下のとおり説明がなされた。

審査段階で措置を講じた事項(①過去に採択された事業が繰り返し申請された場合の支援金額の調整、②旅費が過大と思われる事業に対する旅費の調整等)及び令和5年度の審査状況を踏まえた委員各位の意見を反映する等、次回11月の委員会において実施要領の検討を行いたい。

委員等より次の意見があった。

- ・47単位会のうち、一度も採択されなかった単位会はあるのか。また、一度も申請したことがない単位会はあるのか。一度も採択されないことや申請しない理由としてどのようなことが考えられるのか。申請するよう促したらよいのではないかと。

⇒この3年間で一度も申請がない単位会はあるが、申請して

一度も採択されてない単位会はない。新たな事業を企画することは容易ではないため、申請を断念している可能性もある。一度も申請したことがない単位会は少ないが、申請を促す等したい。

委員長より次のとおり発言があった。

推奨モデル事業を選定する中で、事業報告の内容も確認する必要がある。ジャンル別、あるいは会員向けまたは一般向け等対象者別等、選択の基準を整理し、併せて当日の発表の持ち時間等も検討し、10月前半を目途に基準や発表モデル事業を決定するよう進めていきたい。

協議の結果、委員長及び担当副会長が推奨モデル事業選定案を作成し、委員の意見を聞きながら、今後調整することとした。

(3) 財政検討について

橋上委員長より、資料3によって、日事連の財政検討について、次のとおり説明がなされた。

いかに収入を増やしていくか、できるかできないかも含め検討し、この増収計画を5か年計画として委員会報告にまとめ、事業費支出も見直したい。

増収検討対象となる主な項目案として、会費収入、会誌広告料、講演講習会収入、図書販売等収入及び保険事務手数料の他、賛助会員の増強も考えられる。

委員等より次の意見があった。

- ・会費の引上げは少し抵抗があるが、確実に収入アップには繋がる。
- ・会費収入の減が続くようであれば手を入れる必要もあるだろうが、新たな講習会を実施できればありがたい。
- ・所属単位会において人数によるランク分けを検討中である。会費の引上げは退会の選択にも繋がりがかねない。度々上げられないので少し幅のある引上げが必要。
- ・所属単位会では会費の見直し検討はしていないが、賛助会員が多いのが効いている。
- ・母体が苦しいのであれば会費の引上げ検討も仕方がない。スライド制など他の単位会の制度を参考にしたい。

・支出の見直しもしつつ、収入増も考える。会費アップなら会員サービスの充実とセットである。

・会員サービスの取り組みも重要であり、どう強化していくか。新しい事業を増やすことで日事連及び単位会の増収に繋がることが理想だが、これまで対面で行っていた研修会のWEB化が進んでおり、適切な課金方法の検討が重要となっている。

・財政基盤の弱い小規模な単位会を支援するために、基本会費を構成員数に応じた算出方法とする会費規程の変更を2年前に行ったところである。単位会の会費設定は各会で検討すべき事項であり、日事連の増収と単位会の増収は切り離して考えた方がよい。

・具体的に踏み出すことが大切であり、総論賛成・各論反対にならないようにしなければならない。財政改革には中期的な視点、計画が必要である。

協議の結果、次回以降の委員会において協議することとした。

(4) 会員サービス検討WGについて

事務局より、資料4によって、会員サービス検討WGの委員の一部交代及び全国中小企業団体中央会(中央会)の制度募集について説明がなされた。

制度に関する会員への周知は、9月上旬より日事連HPや会誌「日事連」への掲載等により行う。また、本WGにおいては、会員サービス検討項目を単位会独自で行うこと、日事連で行うこと及び日事連サービス等外部に協力・依頼できることに整理し、検討している。

委員等より次の意見があった。

- ・検討の継続のためにWGをリニューアルし、充実することも検討してほしい。
- ・更に委員に加わってもらい検討を図ることも考えられる。

(5) 事務所登録電子化対応WG(建築士事務所登録制度に関する要望活動)について

事務局より、資料5によって、建築士事務所登録申請等にかかる建築士事務所手数料等の見直しのための要望書及び要望説明資料の活用方法について説明がなされた。

かねてより建築士事務所登録申請等にかかる手数料等の見直しのための要望活動について検討を重ねてきたが、県等への要望書のひな型等一式をとりまとめ、9月初旬までを目途に活動するよう各単位会へ依頼したところである。

委員等より次の発言があった。

手数料の標準化が示されれば、来年度には各県等での条例改正という形で具体的に進んでいくかと思う。令和7年度のオンライン化の実施とほぼ同時の施行が見込める。

(6) 10月1日 インボイス制度開始に伴う免税事業者との取引に係る消費税の取扱いについて

事務局より、資料6によって、インボイス制度開始に伴う免税事業者(単位会含む)への課税対象支払額について次のとおり説明がなされた。

10月よりインボイス制度が開始される。それに伴い、消費税及び地方消費税(以下、消費税)の納税額算出にあたり、適格請求書(インボイス)を発行しない事業者(免税事業者)への支払い分は、仕入税額控除が認められなくなる(一部例外あり)。については、免税事業者(単位会含む)への課税対象支払額のうち消費税相当額については、日事連としては支払わないこととしたい。なお、税理士に相談したところ、この扱いは適法とのことである。

インボイス制度開始後は、免税事業者に従来通りの金額を支払った場合、仕入税額控除が認められなくなるため、消費税相当額を上乗せして納付する必要がある。

委員等より次の意見があった。

- ・単位会も外注等を依頼している取引先からも同様に求められると思うが、益税を考えずにインボイス事業者に登録はすべきである。
- ・何らかの理由で単位会がインボイス事業者に登録しないということになれば、その単位会の取引先関係からも問合せがあるかと思う。該当する単位会にはインボイス制度の仕組み等を説明した方がよいのではないかと。
- ・一方的に消費税相当額を差し引くという言い方は独禁法違反にあたると指摘される懸念があるためすべきでない。

協力、理解を求める等状況を説明した方がよい。

協議検討した結果、日事連が免税事業者のいわゆる益税を負担することは適切でないことから「免税事業者(単位会含む)への課税対象支払額のうち、消費税相当額については支払わない」方針を常任理事会に提案することとした。

(7) 令和6年度建築士事務所賠償責任保険の制度改定項目の一部追加事項について

事務局より、資料7によって、令和6年度建築士事務所賠償責任保険の制度改定項目の一部追加事項について次のとおり説明がなされた。

令和6年度より補償の対象を「設計業務」のみならず、「工事監理業務」を加えることとしたが、さらに建物調査業務補償の免責オプション特約の免責金額(1事故あたり30万円)を撤廃する。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(8) 令和6年度全国大会の開催地、日程について

事務局より、資料8によって、令和6年度の第46回建築士事務所全国大会の開催日及び会場について次のとおり説明がなされた。

福井会を主管会として開催することは決定していたが、福井会より、令和6年10月11日に、大会式典を「フェニックス・プラザ」、パーティを「コートヤード・バイ・マリオット福井」で実施したいとの計画が提出された。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

次回開催予定 令和5年11月13日(月) 15:00

配布資料

資料1: 令和4年度 建築士事務所企業年金基金決算等について

資料2: 単位会組織強化支援事業について

資料3: 日事連の財政検討について

資料4: 会員サービス検討WGについて

資料4追加資料: 会員サービス検討項目各単位会状況・意見一覧

資料5: 事務所登録電子化対応WG(建築士事務所登録制度に関する要望活動)について

資料6: インボイス制度開始に伴う免税事業者への課税対象支払額

について

資料7：令和6年度建築士事務所賠償責任保険の制度改定項目の一部追加事項について

資料8：第46回建築士事務所全国大会について

■令和5年9月常任理事会

1. 日時 令和5年9月14日(木) 13:30~15:30

2. 場所 日事連会議室

3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名

4. 出席者の氏名

会 長 児玉耕二

副 会 長 岩本茂美、白井勇、木下賀之、上野浩也、井手添誠、
原 行雄

専務理事 居谷献弥

常任理事 村田良太、石井繁紀、相原清安、樋上雅博、
矢野敏明、内田 要

事 務 局 前田、千浜、野出、三浦

5. 議 長

児玉耕二会長より議長について諮り、原行雄副会長を議長に選任した。

6. 議事録署名人

児玉耕二会長、原行雄副会長

7. 専決事項

(1) 令和5年度日事連建築賞の受賞者決定の件

日事連建築賞選考委員会での選考経過及び受賞者並びに広報等について、事務局より資料1によって説明がなされた。

議長より令和5年度日事連建築賞の受賞者について諮ったところ、異議なく資料1のとおり決定した。

(2) 令和6年度全国大会の開催地及び日程決定の件

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

福井会より、令和6年度の全国大会(福井大会)は10月11日を中心に、大会式典をフェニックス・プラザ、パーティをコートヤード・バイ・マリオット福井で実施したいとの

要請があった。

福井会会長である木下副会長より、来年3月に北陸新幹線が延伸されることが決まり、パーティ会場のホテルも建設中である。よろしくお願ひしたいとの発言があった。

議長より令和6年度全国大会の日程及び開催場所について諮ったところ、異議なく資料2のとおり決定した。

(3) 10月1日インボイス制度開始に伴う免税事業者との取引に係る消費税の取扱いの決定の件

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

10月からインボイス制度が開始されるにあたり、税理士より同制度に登録しない仕入先事業者への消費税相当額の負担について決めるよう指示があった。総務・財務委員会で協議した結果、同制度に登録していない事業者の消費税相当額(いわゆる益税)を負担することは適切でないとし、免税事業者(単体会含む)への課税対象支払額のうち消費税相当額については支払わない方針とした。本日開催した正副会長会では、会員事務所に登録を周知すべき公的な団体が登録しなくてよいのか。単体会と日事連の間だけでなく、多くの得意先に影響が及ぶことを認識すべきとの意見が出された。

先般、単体会へ委員会での方針を伝え、同制度への登録状況を確認したところ、7会(後日8会と判明)の登録が確認できていない。このうち2会の事務局から、消費税相当額は日事連が負担してほしいとの連絡があった。

なお、税理士からは「取引先に課税事業者への登録及び消費税相当額の負担について要請することは、不当な価格引き下げや取引打ち切りを一方的に通告する訳ではないので、いわゆる買いたたきや優越的地位の濫用には当たらず、下請法等に抵触しない」との見解を得ている。

協議の結果、インボイス制度に登録していない事業者へは、適格請求書発行事業者に登録すること及び日事連が消費税相当額(いわゆる益税)を負担することは困難であることについて理解いただくよう努め、今後生じる個別の判断については、会長に一任することとした。

8. 協議事項

(1) 全国大会(鳥取・島根大会)の運営について(青年話創会、女性交流会を含む)

事務局より資料4によって、行事のスケジュール、運営及び正副会長の役割等について説明がなされ、議長より諮ったところ、異議なく資料4のとおり実施することとした。

(2) 令和6年度賠償責任保険の制度改定項目の追加について

事務局より資料5によって、6月の理事会で令和6年度の制度改定項目の承認を得たが、オプション特約の調査業務補償の免責金額(1事故30万円)撤廃を追加したいとの説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、資料5を通常理事会に提案することを決めた。

(3) 9月通常理事会の議題等について

事務局より資料6によって、9月通常理事会の議題等について説明がなされ、議長より諮ったところ、異議なく資料6のとおり決定した。

9. 報告事項

(1) 建築士事務所登録手数料等にかかる要望活動状況について

上野事務所登録電子化対応WG主査より資料7によって、単位会から都道府県への事務所登録手数料の要望状況及びスケジュール等の説明後、以下の発言がなされた。

上野主査―日事政研の井上顧問からは「少なくとも半分以上の都道府県から国土交通省に要望を出してもうらえなかったら難しい。金額まで確定するような技術的助言を出してもらわないと前に進まない」とまで言われた。単位会へのアンケートでは、都道府県から国土交通省宛ての要請文書の雛形を求める声もあったが、参考文くらいは作れるかもしれない。

居谷専務理事―後任の建築指導課長に説明したところ、経緯、本会等の動き、今後の見通し及びスケジュール感等については概ね理解されたと思う。課長からは、来年4―5月頃までに検討してもらえれば、都道府県の条例改正に間に合うのでは

ないか。都道府県からは「建築士事務所協会から要望が来ているが、どうしたらよいか」という問い合わせしかなく、実効性がない。文書を出してもらおうようコントロールしてほしいと言われた。議連総会開催は9月中旬までと考えていたが、10月くらいになりそうである。技術的助言については、都道府県から国への要請が多数なければ話にならない。特定の団体から要望しても検討の余地もないことを理解いただきたい。

上野主査―アンケートでは、変更届の有償化は難しいとの回答が数件あるが、建築士法では徴収可能と読めると国土交通省が認めた。都道府県の担当者は、そのことを理解していないので、説明が必要だと思う。

居谷専務理事―課長に変更届の有償化についての見解を求めたところ、届け者から徴収することは許容できるとのこと。

白井副会長―WGでは、変更届の費用は受益者負担が望ましく、オンライン化に伴う費用負担も考慮してもらおうようまとめている。

上野主査―手数料の変更等のためには、単位会の皆様に汗をかいてもらわないとならない。最終的には都道府県の条例改正にかかっていることを理解いただきたい。

村田常任理事―県から国への要望書の雛形は、WGから提供しないと聞いている。県には公文書にしてもらう必要があるのか。県の課長から国土交通省建築指導課長宛てでよいのか。それとも、もつと上の役職にしてもらうのか。道筋を作ってもらえると混乱せずにいけると思う。

居谷専務理事―明確なルールはないが、できたら公文書の方がよい。ただ、出さないよりは出した方がよいので、そういう意味では担当者レベルでも出

- してもらえるとよい。
- 原副会長一県からの要望書に、最低限盛り込んでもらわなければならない事項は、
- 上野主査一児玉会長名が書かれた全国会長会議の決議が、簡潔で網羅されている。口頭であっても建築指導課に要望してもらうことが大事。
- 樋上常任理事一要望を国に取り上げてもらうということが重要だと思って対応している。
- 相原常任理事一三重会では、県と事務局の分当たりの人件費単価も示して説明した。県の担当からは、他県の状況を聞かれた。
- (2) 会員サービス検討WGの委員交代について
- 事務局より資料8によって、会員サービス検討WG委員の白井勝之氏が東京会常任理事の宮尾宣央氏に交代したとの報告がなされた。
- (3) 自衛隊施設の最適化事業について
- 居谷専務理事より資料9によって、防衛省より、自衛隊施設の最適化事業に伴い建設工事が大幅に増える見込みなので周知に協力してほしいとの依頼があったとの報告がなされた。
- (4) 建築BIM加速化事業について
- 居谷専務理事より資料10によって、本会が進めている「建築士事務所経営者向けBIM講習会」及「BIM技術者に対する技法、技術研修」のスケジュール及び応募状況等について報告がなされた。
- (5) マロニエBIMコンペOSAKA 2023について
- 居谷専務理事より、資料11によって応募要項等について説明がなされ、来年度以降の開催はブロック順等に拘らず、普及のために引き受けてくれる単位会があるとうまく続けていけるのではないかと発言がなされた。
- 大阪会会長である樋上常任理事からは、SNSを通じてエントリーできるように準備をした。BIMの普及が第一目標なので、関心を持ってもらい、初心者でも参加するという形が望ましいのではと考えているとの発言がなされた。

- (6) 「工事監理ガイドラインの手引き」解説講習会の実施について
- 事務局より資料12によって、講習会の実施要領等について説明がなされた。
- 樋上常任理事より会場講習の開催について質問がなされ、事務局より、会場講習は建築技術教育普及センターのみ。その後オンラインで単位会が実施するとの回答がなされた。
- (7) 業務報酬基準改正の検討状況について
- 居谷専務理事より資料13によって、業務報酬基準検討委員会での検討状況、略算表の改訂に関する検討経緯及び検討結果等について説明がなされた。
- (8) 改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議について
- 居谷専務理事より資料14によって、円滑施行に向けたサポート体制の構築、今後のスケジュール、二級建築基準適合判定資格者制度の創設及び空き家法の改正等について説明がなされた。
- 上野副会長より、前回の300㎡以上の時のサポートセンターIBECは、電話が繋がらずほとんど役に立たなかった。最終的には、全都道府県にサポートセンターを立ち上げるのか。国庫補助金は出るとの発言がなされ、居谷専務理事より、全都道府県に立ち上げると聞いている。補助金については資料に書かれていないとの回答がなされた。
- (9) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル社会の実現に向けた重点計画に関連する各種通知について
- 居谷専務理事より資料15によって、国土交通省から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、アナログ規制の見直しについて集中改革期間(令和4年7月から令和6年6月までの2年間)にスピード感を持って集中的に取り組むため、規制の運用、周知依頼等について通知があったとの説明がなされた。
- (10) 会員・構成員異動報告

事務局より資料16によって、令和5年5月から8月の単位
会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等の報告がなされ
た。

(11) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料17によっ
て報告がなされた。

(12) 経過報告について、事務局より資料18によって報告がなさ
れた。

<配付資料>

資料1：令和5年度日事連建築賞の受賞者決定について

資料2：第46回建築士事務所全国大会について

資料3：適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に
伴う免税事業者（単位会含む）への課税対象支払
額について

資料4：鳥取・島根大会役員スケジュール等

資料5：令和6年度建築士事務所賠償責任保険の制度改
定項目の一部追加事項について

資料6：令和5年9月通常理事会招集通知

資料7：事務所登録手数料等にかかる要望決議他

資料8：会員サービス検討WGの委員交代について

資料9：自衛隊施設の最適化事業

資料10：令和5年度建築士事務所経営者向けBIM講習会に
ついて

資料11：マロニエBIMコンペOSAKA2023チラシ

資料12：「改訂版実務者のための工事監理ガイドラインの
手引き」解説講習会実施要領他

資料13：第13回業務報酬基準検討委員会事務局資料（案）

資料14：第2回改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施
行に関する連絡会議資料

資料15：国土交通省住宅局建築指導課長通知文書

資料16：会員・構成員異動報告等

資料17：後援・協賛名義使用の件

資料18：経過報告

■第4回 教育・情報委員会 議事概要

日 時：令和5年9月25日（月）13：57～15：51

場 所：日事連会議室

出席者：委員長 村田良太

委 員 山崎良知、櫻井哲男、佐藤和夫、神余智夫、
肥後潮一郎

担当副会長 岩本茂美

事務局 居谷、前田、野出、東小川、吉田

欠席者：委 員 山口 聡

配付資料

第3回「教育・情報委員会」議事概要

資料1-1：令和5年度「開設者研修会」実施計画・結果一覧

資料1-2：「開設者研修会」知事指定要望のモデル文案について
| 書類添付がなかった場合の対応について

資料2-1-1：令和5年度「管理建築士講習」実施計画・結果一
覧

資料2-1-2：令和5年度「建築士定期講習」実施計画・結果一
覧

資料2-2：令和6年度以降の法定講習の取扱いについて これま
での経緯

資料3：令和5年度特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」
について

資料4：教育・情報に関する上半期事業

議 事

1. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」に
ついて

(1) 実施状況について

○事務局から令和5年度の実施状況について説明・報告した。
(資料1-1)

・今年度は42単位会、59会場で開催予定。上半期は4単位
会6会場で開催。

・昨年度開催がなかった埼玉会、岐阜会、高知会で開催が決定。
なお、岐阜会・高知会では平成24年度に本研修会を開始し
て以降、初の開催。

(2) 実施促進等について（知事指定要望のモデル文案、添付書類

について)

○事務局から実施促進等について説明・報告した。

(資料1-2)

- ・前回の委員会で知事指定要望の文案を確認した後、共同要望書送付のタイミングに合わせて、文案とデータ類(1から6ページ)を単位会に送付した。
- ・送付後の、知事指定を受けていない単位会で文案等を活用した単位会は、13会中3会であった。
- ・前回の委員会で山崎委員から質問があった、事務所登録時に本研修会の受講証明書の添付が必要となっている単位会における添付がなかった場合の対応は、すべての会で更新可としているが、受講確約書の提出や、受講後に修了証明書を送付するよう求めている会が多い。

○委員からの意見は以下のとおり。

■知事指定要望のモデル文案について

- ・村田委員長:文案の効果かは不明だが、少なからず昨年度より受講者増につながる動きが出てきた。本研修会を開催する環境が良い方向に向かうよう、委員会として継続的に働きかけていく。

■添付書類について

- ・村田委員長:全国で知事指定を受けることは時間がかかるため、知事指定の要望と並行して、本講習の修了証が登録時の添付書類となるよう継続的に働きかけていく。また、共同要望運動の項目として加えることも考えたいがいかかが。
- ・山崎委員:栃木会では県に文案とデータ類を持って行き、登録時の書類添付を要望した。
- ・櫻井委員:三重会では県行政として受講義務化の必要があるのではないかと、かなり以前から要望を継続しているが、法的な根拠がなく二の足を踏んでいる状況。
- ・佐藤委員:和歌山会では指定は受けているものの書類添付にはなっていないため、共同要望の項目に入れて受講者を増やしたい。
- ・神余委員:日事連からのひな型があると建設的な要望ができるように思う。義務化のハードルは高いが、共同要望の項目

に追加されれば講習は普及するのではないかと。

- ・肥後委員:鹿児島会では書類添付にはなっていないが、かなり以前から立入調査のチェック項目となっている。
- ・村田委員長:共同要望への追加項目については検討を続けるとともに、事務局から広報・渉外委員会に調整してもらおうとする。

2. 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)について

(1) 実施状況について

○事務局から令和5年度の実施状況について説明・報告した。

(資料2-2-1, 2-2-2)

- ・管理建築士講習は昨年度に引き続き、半数強がオンライン講習を選択している模様。
- ・建築士定期講習は想定よりもオンライン講習に流れず、早々に定員に達した会場が複数あった。

(2) 令和6年度以降の申込・受付方法について

○事務局から令和6年度以降の申込・受付方法について説明・報告した。(資料2-2)

- ・これまでの経緯は資料のとおり。
- ・秋口にはシステムのテスト利用ができる予定とのこと。

○委員からの意見は以下のとおり。

- ・村田委員長:本委員会でも議論・検討し、単位会からも意見をいただきながら進めてきた。障がい者云々の記述は削除されたが、最終的には建築教育センターに押し切られたかたちとなった。残念だが決定事項なのであれば、各単位会や受講者が混乱しないよう、日事連としてサポートしていかなくてはならない。事務局連絡会議後のことをいつ単位会に報告するか、12月の会長会議の後か。

→事務局:郵送申し込み希望者のフローのみ周知しても、具体的な質問に答えられない状況。システム利用について、受講者の利用は来年度からだが、実際には1月末に会場確保の依頼があり、その報告を2月末にはシステム上で行うことになっている。そのため、遅くとも年明けにはシステムのマニュアルや説明会が必要になる。

- ・村田委員長:5月の正副会長会での反応はいかがだったか。

→事務局:特に意見はなかった。9月の正副会長会では議題にしていない。

・山崎委員:決定事項なのであれば、情報は早めに伝えた方がよい。別添5を事務局に渡してよいか。

→事務局:建築教育センターに確認する。

・櫻井委員:委員会では議論・検討した、あとは正副会長会で決めていただければよい。極端な話だが、日事連は定期講習の受託を辞めてもよいのではないかと、そう思わせるような建築教育センターの回答だ。会員は民間でも受講できる。

・村田委員長:定期講習の収入はどれくらいか。オンライン化が進み、建築教育センターに利権とお金が集まる構造になっていくだろう。建築教育センターの今後の対応次第では、受託について検討しなくてはならないかもしれない。

→事務局:単位会への委託費等の支払い額について、令和4年度の定期講習では、一番多い北海道会で440万円。秋田会は70万円。全体で4,784万円。

・村田委員長:定期講習の開催は、日事連が強制するものか。

→居谷専務:はっきりしていない。実施していない単位会もあるが、都道府県単位では事務所協会と士会のどちらかは実施している。

・佐藤委員:圧着ハガキ案はダメか。その場合、プレ印字版申込書に代わるものはどういったものか。

→事務局:圧着ハガキ案はまったく取り合ってもらえなかった。プレ印字版申込書に代わるものはハガキ1枚で、①受講年度にあたるということ、②インターネット申込みになることを知らせる内容になる予定。

・佐藤委員:やはり従来どおりプレ印字版申込書にしていきたい。また、和歌山会では多少なりとも収入源になっているため、開催を続けたい。

・神余委員:正副会長会で決めていただければよい。

・肥後委員:個人的には受付も受講もオンラインになっていくと思う。ただし鹿児島会では、定期講習の収益がそれなりにあるため、今後検討しなくてはならない。

・村田委員長:来年度からの変更による単位会の受付、事務手

続き、時間、経費の実態について報告をあげてもらうかなど、今後の対応を次回の議論に持ち越したい。

・居谷専務:かなりの混乱と、受講者減が想定される。その時点でもう一度考えたい。

・村田委員長:建築教育センターでは単位会への説明会を考えているか。またスケジュールはどうか。システム利用料はだれが負担するのか。

→居谷専務:システムが完成し次第、実施主体である単位会に対して説明会を開いてほしいということと併せて、スケジュールの開示についても要望する。システム利用料については一切聞いていない。

・村田委員長:委託費の維持とシステム利用料を負担しないことは、あらかじめ確認しておいてほしい。

■管理建築士講習について

・居谷専務:受託返上の議論が出たが、管理建築士講習はどうか。すでに実施していない単位会は多く、金額的にも影響は少ない。一方で、管理建築士は建築士事務所に必須の職能のため、事務所協会として維持した方がよいか。

→事務局:令和4年度の管理建築士講習の受講者数について、事務所協会(会場講習)は471名、建築教育センター(オンライン講習)は590名に対し、総合資格は2,255名、全体で3,300名強。

・村田委員長:建築教育センターで開催しなくとも民間で受ければよいが、開催する単位会があるうちは、事務所協会の性格上、維持しなくてはいけないのではないかと。

3. 他団体との講習の協力開催等について

○事務局から特定建築物定期調査業務「スキルアップ講習」について説明・報告した。(資料3)

・令和3年度、4年度に引き続き、(一財)日本建築防災協会から開催の協力依頼があった。内容等は資料のとおり。

・会場講習は11月から年度内、Web講習は11月21日から12月20日に予定されているため、近々単位会に周知する。

4. 【協議事項】令和5年度上半期事業報告について

○事務局から令和5年度上半期事業報告案について説明・確認した。(資料4)

・受講者数を入れた事業報告は、追って事務局から委員に送付する。他は承認された。

5. その他

○次回委員会:令和6年2月9日(金)14:00~16:00

■第6回 青年部会連絡会議 議事概要

日時 令和5年9月1日(金)14:10~16:15

場所 日事連会議室

出席者 主査 本澤 崇
副主査 東山 圭
委員 宮崎 勲、出村洋一、奥村健太、村田正道、
岸本章宏、山室昌敬
担当副会長 上野浩也
事務局 居谷、前田、松谷、井上

議事に先立ち、上野担当副会長より、以下の趣旨の発言があった。

あと1ヶ月ほどで鳥取・島根大会に併せて青年話創会が開催されるが、課題となっていることを明確にし、盛会裏に終わられるよう、皆さんの力を貸していただきたい。また、1年後には福井大会の開催を控えており、東海北陸ブロック所属の出村委員をはじめブロック内の会員には、幸先のよいスタートを切っていただきたい。

議事

(1) 青年話創会2023鳥取・島根大会での仕掛けづくりについて

本澤主査より、資料1によって、以下の趣旨の説明がなされた。青年話創会において本連絡会議に30分間登壇時間をもらえることになったが、各ブロックに青年世代組織設立の動きがあり、単位会、ブロック内青年世代が連携し交流していくために、どのような仕掛けを持ち掛けるか、来年の青年話創会へ繋がる共通のテーマを設定するか協議したい。

内容によっては15分程度の時間設定でもよいかと思う。テ

ブルでまた再協議をする時間はないので、参加者がお題を持ち帰ってもらうためのきっかけ作りというイメージが考えられる。

仕掛けの案①テーマ設定する場合(業界の地位向上、次世代交流、異業種交流等)、②「集まる」を目的とした場合(年1回の対面交流企画、各ブロック内構成単位会の既存事業への参加等)に対し、委員より以下の意見が出された。

- ・各ブロックの性質が異なるため、案①を行うのは難しい。
- ・各ブロックができることとして、何らかの方法で交流する機会を設け、発表することが考えられる。
- ・案①のようなテーマは設定せず、ハードルを上げずに集まること(案②)を目的にした方が、参加しやすい。徐々にブロック内でネットワークができれば、案①にスライドしてもよいのではないかと。
- ・所属ブロック内で集まる機会が増え、「集まる」という目標は達成できている。例えば何かテーマを決めて集まり、事業を行うことはどうか、必ずしも親会の協議会と併せて開催しなくてもよいのではないかと。
- ・所属ブロックでは、来年7月に青年組織を発足予定としており、まずは繋がることを目的であり、それ以上のことを実現することは難しい。
- ・設置に向けて準備を行っているブロックもあるので、来年度に向けた提言という言い方をすれば、まずはそれぞれの距離を縮めてもらうことができる。形式等はブロックに一任し、最低一回は対面での交流を企画してもらい、福井大会でその成果を報告発表してもらい流れがよいと思う。
- ・全国で同じ方法で動き出すことが大事であり、ブロック交流を進めて行く中で見えた問題点や良い点、今後のブロックの課題等を福井大会で発表してもらい流れがよいのではないかと。
- ・ロードマップは認知度が低いので説明が必要ではないかと。
- ・本連絡会議の委員全員が登壇し、一人ひとりが発言できる時間はないため、主査が代表して来年度に向けた仕掛け作り等について説明を行い、来年度の福井大会の青年話創会開催に向け、出村委員へ引き継ぐイメージで進められたらよいので

はないか。

・各ブロックによって事情が異なり、発表に対して消極的な質問が出る可能性がある。

→可能な限り出席者からの質問には対応できるようにしたい。

・テーブルディスカッションが延長されることも考慮し、本連絡会議の持ち時間は必要に応じて調整したい。

続いて、村田委員より、「青年話創会2023鳥取・島根大会(案)」をもとに当日の進行案の説明および準備の進捗状況等について次のとおり報告がなされた。

・テーブルコーディネーターは、島根会・鳥取会だけでは対応しきれないため、そのバックアップを中四国ブロック内の単位の青年部会が対応することになった。また、本連絡会議の委員は、一つのテーブルに一緒にならないように考慮している。

・SDGsの観点から、資料は会場で配布せず、事前に参加者へメールで送信し当日持参してもらう。開催の2週間前にメールを参加者へ送信することで、今回の議題について、参加者が予め検討する時間ができるのではないかと考えている。本連絡会議からの資料を配布するのであれば、9月20日頃までには用意する必要がある。

委員等より以下の意見等が出された。

・総括は青年部会連絡会議が行うのではなく、鳥取・島根の実行委員長が適任ではないか。

・当初は、青年組織がない中で人手が足りないのではないかと等、不安な要素があったが、人員の確保ができ、分担して準備作業を行っている。青年話創会の開催が一つの契機となり横のつながりができていくことに、大いに期待している。

・これまで、単位の会長は青年部設置を検討する目的もあり、オブザーバーとして懇親会まで参加していたが、年々参加者も増加しているため、オブザーバーの参加条件を見直した方がよい。

・青年部会等ができていない単位の会の中には、設置を希望している青年がいると聞いている。

・関東甲信越ブロック内で青年話創会に一人も参加していない単位の会へ参加の呼びかけをしたいが、今からの増員は可能か。→参加者の座席割を行っているところなので、できるだけ早く、遅くとも9月8日頃までには回答をもらいたい。

協議の結果、各ブロックの考えのもと「集まる」ことを目的とした仕掛けを持ち掛けることとし、本日の意見等を踏まえ、後日主査が当日の発表のたたき台(案)を作成し、各委員より意見をもらうこととした。

次回の会議日程は、後日調整することとした。

(配付資料)

第5回議事概要

資料1 青年話創会2023鳥取・島根大会での仕掛けづくりについて

「青年話創会2023 鳥取・島根大会次第(案)」

■第28回 既存住宅状況調査専門委員会 議事概要

日時 令和5年9月26日(火) 14:00~15:40

場所 日事連会議室

出席者 委員長 相原清安

委員 大山早嗣、渡辺 猛、山口 雄、辻 裕樹
事務局 居谷、千浜、野出、岡本

欠席者 委員 佐藤啓智、橋本健二、須田正美

【配付資料】

第27回 既存住宅状況調査専門委員会議事概要

資料1-1 令和5年度 講習結果の一覧

資料1-2 令和5年度 会場講習(新規・更新)開催予定一覧

資料1-3 令和5年度 オンライン講習(新規・更新)開催予定一覧

資料1-4 受講者推移 実績と予測

資料2 各地域の補助金制度

資料3 (仮)震後対策ソフト チラシ(三重会提供)

参考 会誌掲載記事(7月号)

議 事

1. 令和5年度の講習実施状況について

○資料1-1～1-3により、令和5年度の講習実施状況について、事務局より報告がなされた。現時点での合計受講者数は1,082名。詳細は以下の表の通り。

	会場講習	オンライン講習	計
新規講習	124名	113名	237名
更新講習	617名	228名	845名
合計			1,082名

○資料1-4により、既存住宅状況調査技術者講習の受講者推移の予測データについて、事務局より説明がなされた。受講者は2020年度比で半数程度になると予測される。ただし、10月と11月に会場講習が多く開催されるため、予測数より増える可能性は高い。

○意見

・資格が活躍できる場を創設する必要がある。

2. 各地域の補助金制度について

○資料2により、各地域の補助金制度について、現時点の調査状況について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

・12の都道府県と、他いくつか市町村で補助事業が実施されていた。

・傾向として、空き家バンクと関連した事業が多く見受けられた。

○協議事項

・三重会では、県へ宅建業界に共同で要望しないか打診中。

・福岡県で不動産仲業者に対する補助事業が実施されているが、他の自治体でも実施されているのか。

→福岡県以外ではない。なお、本事例は自治体ではなく宅建業界団体が実施しているもの。

・空き家対策事業については、事業を立ち上げるだけで終わってしまうことがほとんど。また、事業を立ち上げても登録要件が厳しく、中々事業が進まないことも多々ある。

・建築士目線では、既存住宅状況調査に加え耐震診断も実施し、その上で補強工事等により不具合を無くして販売すべきと考えるが、世論はその部分に費用をかけることを敬遠する傾向にあると思われる。そういった部分が既存住宅状況調査や空き家バンク等の普及が進まない要因になっているのではないかと。

・空き家バンクへの登録を要件とすると、既存住宅状況調査の補助

対象物件数が減ってしまうのではないかと。

・他業種も含めた一貫したシステムを構築することが必要ではないか。

→行政の各種制度も含め、全体で考えた際に調査者にとってメリットがあるシステムを構築し、周知することが必要であると思われる。

→まずは三重会から三重県へ提案してみようかと考えている。

・リフォーム推進協議会でも減税や補助金制度がまとめられているため、今回調査した情報と併せて情報提供してはどうか。

→本資料を整理の上、公開時点の情報であることを注記の上、日事連HPで公開することとする。リフォーム推進協議会の情報についてもリフォーム推進協議会に掲載許可の確認の上、併せて掲載する予定。

・売主・買主が安心して既存住宅を取引するためにも、既存住宅状況調査は義務であるとの働きかけを行っていく必要があるのではないかと。

→周知方法について研究する必要がある。

・現状の調査を行うだけでなく住環境を整えるというイメージへ転換するためにも、リノベーションとセットで考えていく必要があるのではないかと。

・東京会で東京都のインスペクションの実施割合を調査した結果、3%しか実施していなかった。この結果を基に消費者保護の観点から補助制度を設立してほしいとの要望を東京都に提出した。国への要望は難しいのか。

→要望は出せる。

→具体の制度として考える際、省エネ基準やバリアフリーの基準が満足された等の要件が必要となることが想定されるが、既存住宅状況調査は調査時点の状態を報告する制度であるため、調査項目に入っていない。

→調査項目なども含めて総合的に考えていく必要はあるかと思われるが、まずは方針を提示したい。

→今年度の活動の中で、要望書を作成することとした。原案を相原委員長にて作成。

3. その他

○資料3により、三重会にて（仮）震後対策ソフトを開発している旨、相原委員長より説明がなされた。応急危険度判定、被災度区分判定、罹災証明書、インスペクション、中古住宅適合証明が一つのソフトで完結させることを目的としている。応急危険度判定については、現地でチェック項目をチェックすることで判定が可能となるシステムが完成している。本ソフトを活用して応急危険度判定を実施したい単位会があれば貸与も可能のため、実際に使用していただき、フィードバックをいただきたい。

○参考資料により、会誌にて既存住宅状況調査技術者講習の告知を行っている旨、事務局より報告がなされた。

○次回委員会の日程については、追って事務局より発信する日程調整依頼をもとに調整することとする。

■主な行事予定

令和5年

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 10月25日 | 法制度対応特別委員会 |
| 11月6日 | マンション修繕 約款開設書作成合同検討会
指導運営委員会 |
| 13日 | 総務・財務委員会 |
| 15日 | 監査会 |

令和5年9月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 令和5年9月1日～9月30日
 2. 会員在籍 正会員 47団体 構成員 14,375事務所
 賛助会員 8社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 1	979	4,105	23.8%	+ 4	288	29.4%
青森		164	880	18.6%		44	26.8%
岩手		274	903	30.3%		74	27.0%
宮城	+ 1	327	1,796	18.2%		86	26.3%
秋田		140	972	14.4%	△ 1	47	33.6%
山形	+ 4	211	1,064	19.8%		57	27.0%
福島	+ 1	237	1,414	16.8%		70	29.5%
茨城	+ 2	431	1,807	23.9%	+ 1	148	34.3%
栃木		166	1,273	13.0%		77	46.4%
群馬		188	1,612	11.7%		88	46.8%
埼玉	△ 1	437	4,410	9.9%		133	30.4%
千葉		337	3,200	10.5%	△ 1	110	32.6%
東京	△ 1	1,623	14,325	11.3%	△ 5	614	37.8%
神奈川	+ 1	759	5,719	13.3%	+ 2	233	30.7%
新潟		303	2,139	14.2%	+ 1	132	43.6%
長野		380	1,988	19.1%		102	26.8%
山梨		105	778	13.5%		13	12.4%
富山		295	1,110	26.6%		66	22.4%
石川		312	1,201	26.0%		64	20.5%
福井	+ 1	198	906	21.9%		55	27.8%
岐阜	△ 1	116	1,322	8.8%		37	31.9%
静岡	△ 4	376	2,947	12.8%		124	33.0%
愛知		502	4,886	10.3%	+ 2	140	27.9%
三重	+ 1	182	1,149	15.8%		64	35.2%
滋賀	+ 2	187	1,092	17.1%		40	21.4%
京都	△ 5	367	2,079	17.7%		107	29.2%
大阪		803	6,201	12.9%	+ 3	247	30.8%
兵庫	△ 1	352	3,074	11.5%	△ 1	96	27.3%
奈良		105	905	11.6%		25	23.8%
和歌山		110	714	15.4%		23	20.9%
鳥取		116	467	24.8%		53	45.7%
島根		115	611	18.8%	△ 1	52	45.2%
岡山	△ 2	371	1,389	26.7%		71	19.1%
広島	+ 1	343	2,176	15.8%	+ 2	151	44.0%
山口	+ 1	105	965	10.9%		38	36.2%
徳島	△ 3	109	708	15.4%		20	18.3%
香川	△ 1	87	1,011	8.6%	+ 1	20	23.0%
愛媛		193	1,148	16.8%		52	26.9%
高知	△ 1	138	617	22.4%	△ 1	34	24.6%
福岡	△ 5	464	3,193	14.5%	+ 1	181	39.0%
佐賀		177	508	34.8%		45	25.4%
長崎	+ 1	236	761	31.0%		45	19.1%
熊本	+ 3	231	1,367	16.9%		96	41.6%
大分	△ 1	147	804	18.3%		47	32.0%
宮崎		113	1,010	11.2%		44	38.9%
鹿児島	+ 2	283	965	29.3%	△ 1	86	30.4%
沖縄	△ 1	181	1,279	14.2%	△ 1	67	37.0%
計	△ 7	14,375	94,950	15.1%	+ 5	4,506	31.3%

※建築士事務所登録数(B)は令和5年4月1日時点の数字である。